

懇話会の主な提言と京都市の取組について（文章編）

市政参加に関すること

- 外国籍市民の市政参加の促進（平成 11 年度）
→市民公募委員等の募集に際し、国籍不問を周知
- 市職員採用における国籍要件の緩和（平成 12 年度）
→一般事務、一般技術職及び学校事務職について 13 年度の採用試験から国籍要件を緩和

◆未実施の提言

- 「外国籍市民が市政や地域社会の活動に参加し、市民としての責任と義務を果たすことができるよう独自の工夫を凝らすこと」（平成 15 年度）
今後の対策
 - ・市政協力委員、老人福祉委員、体育指導委員に就任できることを改めて周知
 - ・平成 22 年度、国際文化交流大使の制度を創設、地域で活動する機会を提供

教育に関すること

- 外国人学校への財政的支援（平成 10 年度）
→民族学校（市内 5 校）に通う子ども達の保護者の負担軽減と民族学校における教育条件の維持向上のため、民族学校に対し、昭和 57 年度から支給している補助金を 11 年度及び 12 年度に増額
- 卒業証書の発行年の西暦表記（平成 11 年度）
→希望する外国籍の児童・生徒を対象に、卒業証書の発行年月日について、西暦等による表記を 11 年度の卒業時から実施
- 外国人学校の処遇改善（平成 14 年度）
→文部科学大臣に対し、すべての外国人学校の卒業生に大学入学資格を付与することなど、「学校教育法」1 条に規定する学校に準じた扱いをすることを求め、京都市長名で平成 15 年 8 月 8 日に要望
- 外国人教育の充実（平成 17 年度、平成 19 年度）
→平成 19 年度に「外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に関する実態調査」を実施。その結果をふまえて、平成 20 年度に「京都市学校外国人教育方針」の内容を補足、外国人教育の対象を外国にルーツをもつ児童生徒まで広げる旨の通知を全市立学校・園長宛に送付

◆一部未実施の提言

- 「定期健康診断や健康保全のための取組など、民族学校を含む外国人学校の児童が健康で、安全に教育を受けられる環境整備を支援すること」（平成 19 年度）
…学齢児童のう歯治療に要する経費の公費負担を実施、定期健康診断については未実施
未実施理由・今後の対策
 - ・予算上の制約により実施できない
 - ・実施の方法について引き続き庁内で検討

○「就学案内の多言語化等，外国籍市民への教育の情報提供の充実に努めるとともに，就学状況の把握に努めること」（平成 17 年度）

…「学校連絡文書の訳語集」，「就学援助のお知らせ」を多言語で作成，多言語進路ガイダンスを実施，不就学調査については未実施

未実施理由

- ・予算上の制約により実施できない
- ・各戸訪問等，膨大な時間と手間を要するため，マンパワー的にも実施が困難

就職・住宅に関すること

○住宅情報の提供等の支援（平成 11 年度）

→財京都市国際交流協会が，インターネット上で外国籍市民向け民間賃貸住宅情報を 5 言語で提供する「HOUSE Navi」の事業を 15 年度から実施

→入居時に必要となる連帯保証人を確保できない留学生に（財）大学コンソーシアム京都を連帯保証人とし，円滑な住宅確保を支援する京都地域留学生住宅保証制度を 13 年度に創設

○家主や不動産業者に対する啓発（平成 11・13 年度）

→外国籍市民施策懇話会ニュースレター及び同報告書を京都府宅地建物取引業協会，全日本不動産協会京都府本部，京都府土木建築部建築指導課宅建業係に 12 年度から送付

→財京都市国際交流協会が，日本賃貸住宅管理協会と共催で外国籍市民への住宅斡旋に関し，家主や業者を対象に勉強会を開催し啓発を行う事業を 17 年度から実施

福祉・医療に関すること

○医療通訳制度の整備（平成 14 年度）

→（財）京都市国際交流協会やNPOと協働で，協定病院に通訳者を派遣する「医療通訳派遣事業」を平成 16 年度から開始

○外国籍市民重度障害者給付金の充実（平成 15 年度）

→給付金の対象者を精神に障害のある外国籍市民にも 16 年度から拡大

○高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施（平成 13 年度）

→高齢・障害外国籍市民等からの依頼に基づき福祉支援員を派遣し，訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う団体を助成する事業を 18 年度から開始

◆一部未実施の提言

○「介護保険制度の多言語による一層の周知に努めるとともに，民生委員や老人福祉委員，更にはデイサービス等，高齢者福祉施設で働く人に研修を行うなど，多文化理解の促進に努めること。なお，老人福祉委員の推薦依頼について国籍条項のないことを改めて周知すること」（平成 16 年度）

…「介護保険のしくみ」を 4 言語で作成，各区役所・支所で配布

民生委員や老人福祉委員，高齢者福祉施設で働く人に対する研修については未実施

今後の対策

- ・高齢者福祉施設・団体との連携強化，情報提供の充実
- ・国際文化交流大使を創設，地域のイベントや高齢者福祉施設等の研修に派遣

◆未実施の提言

○「こどもみらい館、児童館、保育所、福祉事務所などの子育て支援に関わるすべての関係者に対し、言葉や文化の違いを持つ子どもや保護者についてより理解を深めることができるよう啓発に努めること」（平成 18 年度）

今後の対策

- ・子育て支援機関・団体との連携強化と情報提供の充実
- ・国際文化交流大使を創設、福祉施設等のイベント・研修に派遣

留学生に関すること

○留学生と市民との交流の機会の充実（平成 13 年度）

→財京都市国際交流協会が、京都市内の小中学校の国際理解教育の授業に留学生を講師として派遣する「P I C N I K」の事業を 16 年度から実施

○こころのケア対策（平成 13 年度）

→財京都市国際交流協会が、精神科医によるメンタルヘルス相談を 5 言語で 16 年度から実施

◆未実施の提言

○「大学等高等教育機関への進学を目的としている多くの就学生が、安心して勉学に励むことができるよう、日本語学校等と連携しながら生活支援の在り方を検討すること」（平成 18 年度）

今後の対策

- ・日本語学校との連携強化
- ・国の在留資格制度の変更の動きを見守りながら、留学生支援事業の就学生への適用について検討

情報提供・相談と地域づくりに関すること

○行政窓口サービスの充実（平成 16 年度）

→外国籍市民が行政窓口で意思疎通が図れない場合等に、電話を通して英語と中国語で通訳・相談を行う「外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」を 19 年度から実施

◆未実施の提言

○「インターネットのホームページによる情報提供の在り方について、留学生等の利用者の意見を反映させるシステムを検討すること」（平成 16 年度）

今後の対策

- ・取組方法の検討（国際交流協会での留学生ボランティア交流会開催等）

○「地域社会において異文化理解の促進を目的としたコミュニティスペースの確保に努めること」（平成 17 年度）

○「民間団体との連携や既存の公共施設の活用等により、外国籍市民の支援や多文化交流を行う地域拠点の整備に努めること」（平成 19 年度）

未実施理由・今後の対策

- ・国際交流活動の拠点として国際交流会館があり、青少年活動センター等の地域施設でも国際交流事業を実施している状況の中、新規に施設を設置することは予算上の問題からも、市民理解の面からも困難。

- ・地域の既存施設を多文化交流のための施設とすることについては、地域の条件をクリアし、地域住民の総意を得る必要がある。
- ・ひと・まち交流館や暮らしの工房等、NPOやボランティア団体が自由な目的で利用できる本市既存施設での多文化交流事業に対する支援を継続していく。

○「社会との接点が少ない外国籍市民が孤立することがないように、近所付き合いをはじめとする日常生活に関する幅広い知識を得ることができる機会の充実に努めること」（平成 17 年度）

今後の対策

- ・「京都市生活ガイド」等、日常生活に関する情報提供の充実
- ・地域において外国籍市民と市民が交流する機会を拡充

○「多文化共生を推進するため、民間団体との連携を進めるとともに、外国籍市民と行政、学校、企業等の各機関をつなぎ、サポートする人材の育成に努めること」（平成 19 年度）

○「外国籍市民を生活により身近な地域で支援する体制の整備に努めるとともに、行政通訳相談員の役割拡大をはじめ、外国籍市民が抱える課題について、専門的・総合的に扱う人材の育成に努めること」（平成 20 年度）

今後の対策

- ・外国籍市民を生活に身近な地域で支援する体制のあり方について検討

◆一部未実施の提言

○「地域活動についての情報提供と地域に根差した交流事業への協力」（平成 11 年度）

○「地域での様々な活動についてのきめ細かな情報提供」（平成 12 年度）

…地域活動についての情報提供については未実施

国際交流団体が実施するイベントに対して京都市が後援し、市民へイベント開催について情報提供している

今後の対策

- ・取組方法の検討（地域で活動する団体との連携、情報ネットワークの形成等）